

**私たちの施設は、「福祉サービス第三者評価」を活用して、利用者サービス向上のために常に努力しています。**

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

事業所名	とまり樹はうす			第三者評価受審年度	令和5年度
項目	評価結果に基づく現状分析 (令和5年度)	改善計画 (令和5年度)	実施状況 (令和5年度末)		
「申し送り事項記録」が活用されていないため、仕組みに基づく運用が求められます	申し送りについては、現場責任者から各職員への口頭伝達がメインとなり、現場責任者及び各職員が記録する申し送り事項記録への記載漏れが多く、記録が活用されていない。	利用者の体調面や、予定、持ち物等に関する事項や、家族及び通所事業所等からの申し送り事項を詳細に記載し、記録の活用を徹底する。	継続的に管理者や現場責任者がケース記録、申し送り事項等の記録についても随時確認し、必要に応じて助言指導を行っている。令和6年度より職員の業務チェック表を活用し、業務の質について職員個々が具体的に確認できるようにする予定である。		
支援内容の記載についても具体性を持たせることを期待されます	定期的(2か月に1回程度)に利用している利用者全員の個別支援計画を作成しているが、利用時の様子や状態がメインとなり、行動の背景や支援の手法等が明確となっていない。	利用者の行動のみではなく、その背景や心情を考察するとともに利用者の嗜好、変化等に対する気付きを得て、個別支援計画を見直す。また、この支援計画に基づいた内容をケース記録に記載するように指導する。	管理者や現場責任者が日常の支援を通じて、個別支計画の見直しを行っているが、まだ具体性が不十分な計画もあるため、継続して見直しを実施する。ケース記録への記載については、令和6年度より職員の業務チェック表を活用し、記録等の質について職員個々が具体的に確認できるようにする予定である。同時に支援現場や職員会議等の話し合いの場で一人ひとりの支援方針について随時確認、意見交換などを行うよう取り組んでいる。		
職員の意識や能力向上のための研修等の機会は不可欠であり、実施が期待されます	現場責任者より、会議や現場支援時に、利用者支援の方針等を伝えている。意識向上等に特価した研修会は開催しておらず、支援方針を全体で共有することが難しい。職員の一人ひとりの支援を確認できる場面が少ない。このため、職員個々の考えで支援が行われることもある。	年に1回実施している虐待防止研修を、虐待のみではなく、利用者支援の基本方針等を共有する場として活用する。より多くの職員が参加しやすい開催場所や時間設定を行う。	1月に開催した虐待防止研修会には約半数の職員が出席し利用者支援の基本方針の共有を図った。継続的に管理者や現場責任者から、支援現場において随時助言や指導を行っている。		

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価の結果は、施設において公表しています。